

YOU・YOU・VOICE

～あなたの声で～

とちぎ市民討議会 2013 開催

「とちぎ市民討議会 2013」を 7 月下旬に開催します。

この事業は、住民参画の先進地であるドイツの「プラヌクスツェレ」と呼ばれるシステムを参考にしましたので、これまで行政に声を届ける機会の少なかった市民の参加を促し、声なき声を集約する効果があります。



本市と一般社団法人栃木青年会議所との共催で行うこの事業は、今回で 6 回目の開催となります。

参加者は 18 歳以上の市民の中から、無作為抽出で選ばれます。

該当した皆さんには、5 月中旬頃に参加依頼の通知が届きますので、ぜひご参加ください。

とちぎ市民討議会 2013 実行委員会 (本 秘書広報課 ☎ 21 - 2224)

**本年度福祉タクシー
利用助成券を交付**
重度の障がい者及び通院を要する高齢者に、福祉タ

- 本 健康福祉課 ☎ 21 - 2511
- 大 健康福祉課 ☎ 45 - 1788
- 藤 健康福祉課 ☎ 62 - 0904
- 都 健康福祉課 ☎ 29 - 1103
- 西 健康福祉課 ☎ 92 - 0312

◆その他 児童扶養手当認定後に、公的年金等の受給の対象となるなど、支給要件を満たさなくなった場合は手続きが必要です。

愛の献血に協力を
5 月 17 日 (金) 2 か所で献血を行います。
◇市役所、9 時 30 分～16 時 (12 時～13 時除く)
◇ファミリーマート藤岡店 (藤岡町藤岡)、10 時～16 時 (12 時～13 時除く)
問合せ 藤岡ライオンズクラブ ☎ 62 - 2328

栃木市の産業振興施策のご案内

栃木市では、各産業分野の支援施策として、今年度も引き続き下記メニューを用意していますので、ご活用ください。詳細は、各担当課まで問い合わせください。

	経営支援事業	空き店舗活用促進事業	産業財産権取得支援事業	新規就農サポート事業
概要	栃木県産業振興センター「専門家派遣事業 (中小企業診断士、技術士等)」を利用した際の経費を補助する制度	店舗の改修・家賃及び出店後の専門家相談に係る経費の一部を補助する制度	特許権・実用新案権など産業財産権の取得に要した経費の一部を補助する制度	新たに就農する者を対象に、各種助成制度の紹介やセミナーの案内及び就農に係る経費の一部を補助する制度
限度額・補助率等	「専門家派遣事業」に要する企業が負担する経費の全額。(派遣 1 回につき 1 万 6 千円、年度内に 4 回まで利用可能、最大 6 万 4 千円)	改修: 対象経費の 1/2 に相当する額 (上限 100 万円)。家賃: 12 か月分の 1/2 に相当する額 (上限 50 万円)。専門家: 対象経費の 1/2 に相当する額 (上限 1 万 6 千円。5 回まで)。	対象経費の 2/3 の額。ただし、特許権は 50 万円、実用新案権、意匠権及び商標権は 10 万円を限度とする。	補助額上限 10 万円。
補助対象	市内で 1 年以上事業を営む中小企業者で、栃木県産業振興センター「専門家派遣事業」の採択を受けた者	対象地域内において、商店会及び商工会議所又は商工会に加入を予定し、空き店舗を活用して、創業する事業者又はまちづくりに寄与する活動を行う 10 人以上の法人格を有する団体	市内で 1 年以上事業を営む中小企業者で、産業財産権を取得後、6 か月以内に申請するもの	・満 40 歳以下 ・市内に 3 年以上住所があり、現在住所を有し、今後 1 年にわたり居住する見込みの者に ・市内において農業、新規就農し、栃木県及び市において、農者である者
担当課	商工観光課商工振興担当 ☎ 21 - 2504・2541		農林課農業振興担当 ☎ 21 - 2553	

お知らせ

出生・婚姻した市民に 記念品 (写真立て) を贈呈

4 月 1 日以降に出生届又は婚姻届を提出された市民に、記念品 (写真立て) をお贈りしています。未永い幸せを願い、市への愛着を深め、住み続けたいと思っただけ一助として実施いたします。婚姻届については、新生活に役立つ小冊子「くらしの豆知識」を併せてお贈りしています。

障がい者等外出支援 サービス車両運行中

普通乗用車への乗り降りが困難な方の市外への通院等の外出を支援しています。

◆対象者 (普通乗用車への乗り降りが困難な方で、次の①又は②に該当している方)
①要介護認定を受けている方
②身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している方

◆運行日、時間 月曜日から金曜日の平日の 9 時から 17 時 (休日及び 12 月 30 日から翌年 1 月 3 日を除く)

◆利用料 利用距離により 100 円から市内移動分を減タク料金として差し引いた額 (利用料金の助成があります)

利用する場合

◆運行範囲 ①栃木県 (宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町、岩舟町) ②茨城県 (古河市、結城市) ③群馬県 (館林市、板倉町) ④埼玉県 (加須市) スロープ車

◆運行日、時間 月曜日から金曜日の平日の 9 時から 17 時 (休日及び 12 月 30 日から翌年 1 月 3 日を除く)

◆利用料 利用距離により 100 円から市内移動分を減タク料金として差し引いた額 (利用料金の助成があります)

◆児童扶養手当一部支給停止適用除外届出について (該当者に、6 月下旬に通知) 児童扶養手当の受給要件から 5 年を経過する等に該当している方 (本年度中に該当予定者を含む) が対象です。ただし、就業・求職活動中などの場合は、定められた時期に所定の届出を行えば、一部支給停止にはなりません。

◆その他 児童扶養手当認定後に、公的年金等の受給の対象となるなど、支給要件を満たさなくなった場合は手続きが必要です。

区分	初乗り	乗り継ぎ ※2
大人 (中学生以上)	300 円	200 円
子ども (3 歳児～小学生)	150 円	100 円
障がい者 (手帳開示) 及び介護者 老人福祉センター等 ※1 利用者	150 円	100 円

※1: 長寿園、泉寿園、福寿園、ゆうゆうプラザ、渡良瀬の里、西方ふれあいプラザ
※2: 北部エリアと南部エリアとの間を乗り継ぐ場合、乗り継いだ後の運賃

未満の方で、月 4 回以上通院し、タクシーの利用を必要とする方

◆利用券 〇 1 枚あたり 500 円助成で、支払が 1,000 円を超える場合は 2 枚まで使用できます。〇 年 12 枚交付、ただし、人工透析を受けている方は、年 24 枚 ※前記の枚数は 9 月 30 日 (月) までの申請の場合です。10 月 1 日以降に申請した場合は交付枚数が半数になります。

◆申請に必要なもの 〇 重度障がい者の方 ①手帳 ②印かん 〇 高齢者の方 ①通院を証明する書類 (前月分の領収書等を 80 歳以上の方は 1 枚・65 歳以上 80 歳未満の方は 2 枚)

住宅用火災警報器のお知らせ

あなたの家の住宅用火災警報器は大丈夫ですか。設置が義務付けられて 6 月で 4 年が経過し、推計普及率は、昨年 6 月で 68.9% になります。

◆申請受付 本庁社会福祉課及び各総合支所健康福祉課で受付。

本 社会福祉課 ☎ 21 - 2424
大 健康福祉課 ☎ 45 - 1788
藤 健康福祉課 ☎ 62 - 0904
都 健康福祉課 ☎ 29 - 1103
西 健康福祉課 ☎ 92 - 0309

定例教育委員会開催

5 月の定例教育委員会を 5 月 20 日 (月) 14 時から吹上公民館 (吹上町) で開催します。
教育総務課 ☎ 21 - 2711